



上下水道料金の空き家軽減について

空き家などを長期間不在にし、水道を使用しない場合は原則閉栓手続きが必要です。しかし、仕事等何らかの理由で空き家に居住できないものの、空き家を適切に維持管理するために、上下水道契約を継続されている方を対象に、料金軽減制度を行っています。

●空き家の定義

- ・居住可能な状態の住居（概ね良好に建物を管理されている住居）
- ・長期間にわたり住居人が不在である住居
- ・水道使用量が月 5 m³を超えないこと

※ただし、別荘
および賃貸物件
は対象外です！

●軽減対象者

空き家の管理者（料金納付者）かつ水道料金等の滞納がない方

●申請方法

次のうち、いずれかの方法で申請してください（毎年3月更新）

- ①以下の書類を宍粟市 建設部 水道管理課または各市民局へ提出する

- ・水道料金・下水道使用料空き家軽減認定申請書
- ・申請者の住所がわかる身分証の写し

（例：運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど）

- ②スマホやパソコンを使って LoGo フォームから情報を入力し、身分証の写真を添付して送信する

※LoGo フォームの URL（インターネット）はこちら→ <https://logoform.jp/form/Pr8o/436602>



●認定条件

止水栓を自分で開閉し、自己管理をしてください（※裏面参照）。

軽減認定された空き家の水漏れは、漏水減免対象外です。

家屋等の損害も自己責任となります。

水道メーター検針で月 5 m³を超えた場合は、通常の料金が請求されます。



●軽減料金

※令和5年7月水道料金改定により、通常料金等が3年で段階的に変動します。

※消費税 10%を含みます。また、表示金額は月額料金です。

		令和5年7月～ 令和6年3月まで			料金 改定 後 ➡	令和6年4月～ 令和7年3月まで		
料金区分		通常料金	軽減額	軽減後の 請求額		通常料金	軽減額	軽減後の 請求額
水道 料金	口径 13 mm	2,156 円	1,080 円	1,076 円		2,299 円	1,309 円	990 円
	口径 20 mm	2,662 円	1,420 円	1,242 円		2,805 円	1,705 円	1,100 円
	口径 25 mm	3,058 円	1,650 円	1,408 円		3,190 円	1,980 円	1,210 円
下水道 使用料		1,210 円	610 円	600 円		1,210 円	550 円	660 円



※臨時使用で水道の開閉栓をされる場合の手続きを簡素化しています。

年度の初回のみ『臨時使用届』の記入は必要ですが、2回目からは、電話・FAX等でも受け付けています。（毎年更新）